

平成21年2月25日提出

平成21年2月市議会臨時会議案

白 河 市

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第1号 平成20年度白河市一般会計補正予算（第5号）

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 2 号

白河市介護保険臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 平成 2 1 年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、白河市介護保険臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、白河市介護保険特別会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。

(1) 介護保険に係る第 1 号被保険者の介護保険料について、平成 2 1 年 4 月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるとき。

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てるとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日をもって、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市特別用途地区建築条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(特別用途地区内の建築制限)

第 3 条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条の適用を受けない建築物については、次に掲げる範囲内において増築又は改築をすることができる。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第 3 条第 2 項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き同条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 5 2 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 5 3 条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第 137 条の 17 に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。）を伴わないこと。

(罰則)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 3 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 3 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設立地制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 4 号

白河市ライフ&ビジネスパーク地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

白河市ライフ&ビジネスパーク地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 17 年白河市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「令第 135 条の 21」を「令第 135 条の 20」に改める。

別表（あ）の項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- 11 店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

附 則

この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく地区計画に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

平成 21 年 2 月 25 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第19号 損害賠償について

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 損害賠償について

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第3号 損害賠償について

平成21年2月25日提出

白河市長 鈴木和夫

